

資料5

再生品認証事業等について

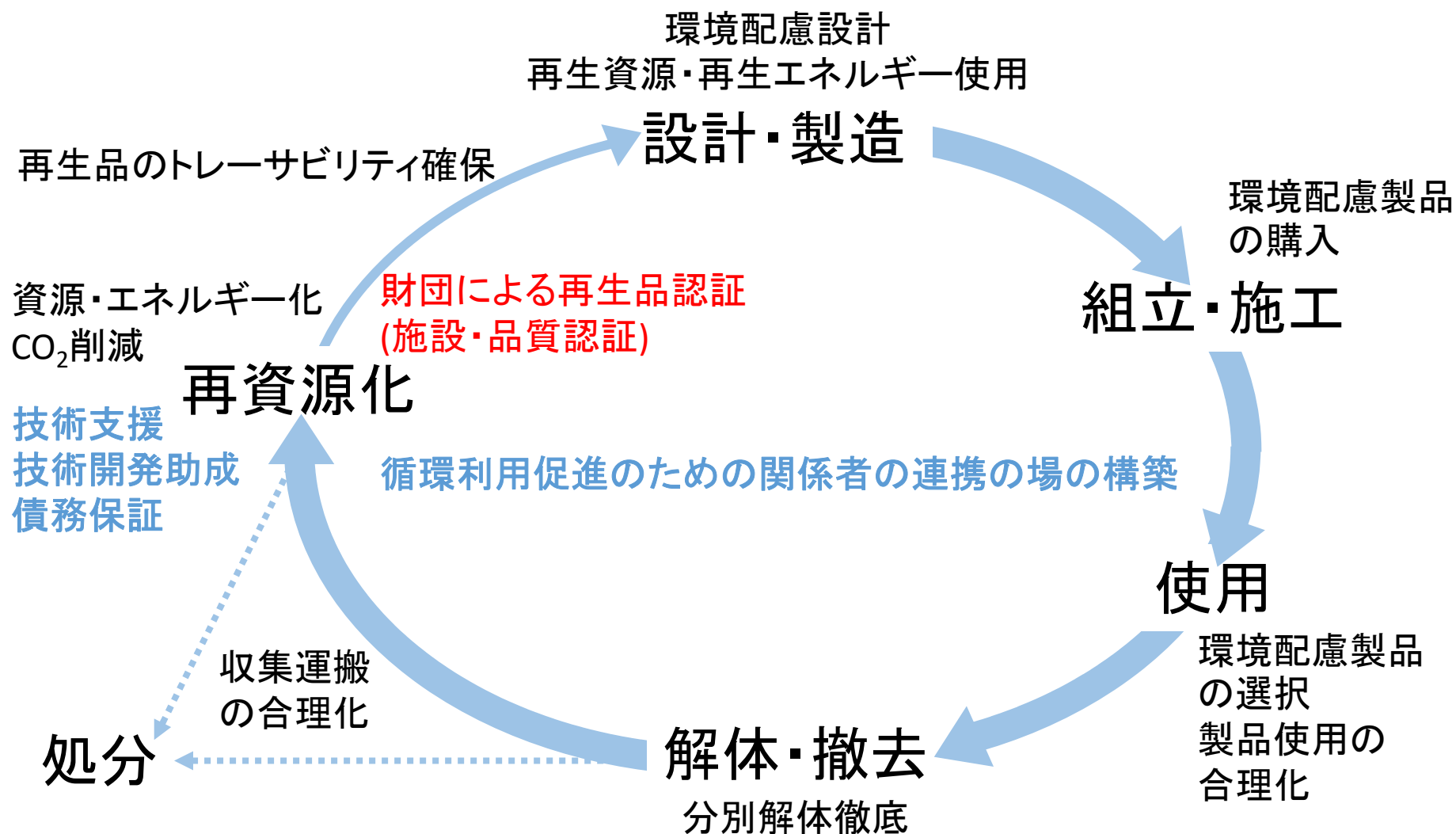
(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 調査認証チーム部長 山脇 敦

再生品認証事業等について

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

2022年10月6日

循環システムのなかでの再生品認証事業の位置づけ



1. 業務の概要

本業務は、建設汚泥やコンクリート塊に中間処理を加えて建設資材等として製造されたものについて、「**各種判断要素の基準を満たし、かつ、社会通念上合理的な方法で計画的に利用されることが確実であることを客観的に確認できる**」か否かの審査をし、その確認ができた場合に、その旨の認証を行うもの。

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知

「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて」

(令和2年7月20日付け環循規発第2007202号)

建設汚泥処理物等の有価物該当性について独立・中立的な第三者が透明性及び客観性をもって認証をした場合、それらが建設資材等として製造された時点において有価物として取り扱うことが適当である。



「独立・中立的な第三者」の一つとして、
当財団が当該認証業務を令和3年8月20日より実施

2. 業務の対象

2-1 申請者の範囲

本業務による認証を申請することができる事業者は、以下の事業者に限ります。

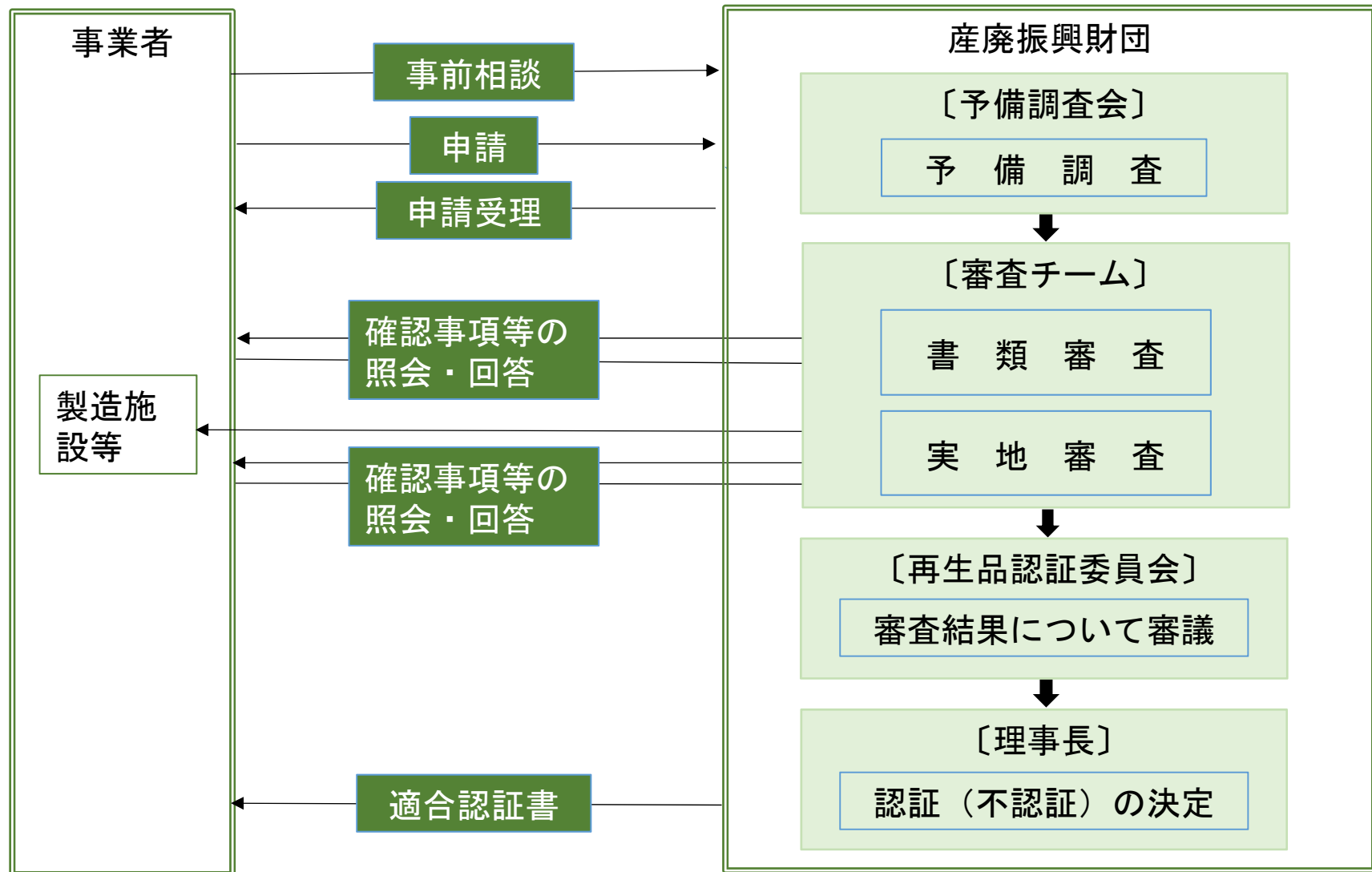
- ① 産業廃棄物処分業の許可を有する事業者
- ② 環境大臣による再生利用認定事業者
- ③ 都道府県知事等による再生利用指定事業者
- ④ 自ら利用を行う排出事業者（施設の設置許可を有する事業者、又は公共工事の発注者等へ建設汚泥再生利用計画書等を提出し発注者の確認を得ている事業者）

2-2 対象品の範囲

本業務は、以下の建設汚泥再生品等を対象とします。ただし、当分の間は、公共事業に用いられるものに限ることとします。

- ① 建設汚泥再生品
- ② 廃コンクリート再生砕石
- ③ 上記2品を原材料として製造される「ハイブリッドソイル」

3. 審査・認証の流れ



4. 審査の区分と種類

審査は、施設審査及び再生品審査に区分されます。

4－1 施設審査

審査対象品の製造等が適切に行われるかどうかの観点から行うものであり、以下の①～④の4種類の審査があります。

- ① 製造者に係る審査
- ② 製造管理に係る審査
- ③ 保管・出荷に係る審査
- ④ 品質管理に係る審査

4－2 再生品審査

審査対象品の材料・品質が適切かどうか、利用先での利用が確実かどうかの観点から行うものであり、以下の①～③の3種類の審査があります。

- ① 原材料に係る審査
- ② 製品の品質に係る審査
- ③ 製品の利用の確実性に係る審査

5. 審査基準

5－1 施設審査に係る審査基準

審査の種類ごとに下表に示す項目について、基準を定めています。

審査の種類	審査基準の項目
①製造者に係る審査	資格要件、マネジメント、財務、利用先との契約、情報開示、文書・記録
②製造管理に係る審査	体制、仕様の明示、製造手順、原材料受入・保管、製造設備、ロット管理、文書・記録
③保管・出荷に係る審査	体制、保管、出荷、文書・記録
④品質管理に係る審査	体制、品質管理手順、品質検査、文書・記録

5－2 再生品審査に係る審査基準

審査の種類ごとに下表に示す項目について、基準を定めています。

審査の種類	審査基準の項目
①原材料に係る審査	重金属など有害物質の溶出量、重金属など有害物質の含有量、石綿含有率、サンプル保管
②製品の品質に係る審査	重金属など有害物質の溶出量、重金属など有害物質の含有量、石綿含有率、不純物混入率、pH、粒度分布、細粒分含有率、突固めによる土の締固め試験、塑性指数、コーン指数（40mm下）、コーン指数※（9.5mm下）、サンプル保管
③製品の利用の確実性に係る審査	利用の確実性

再生品審査基準（抜粋）

①原材料に係る審査基準

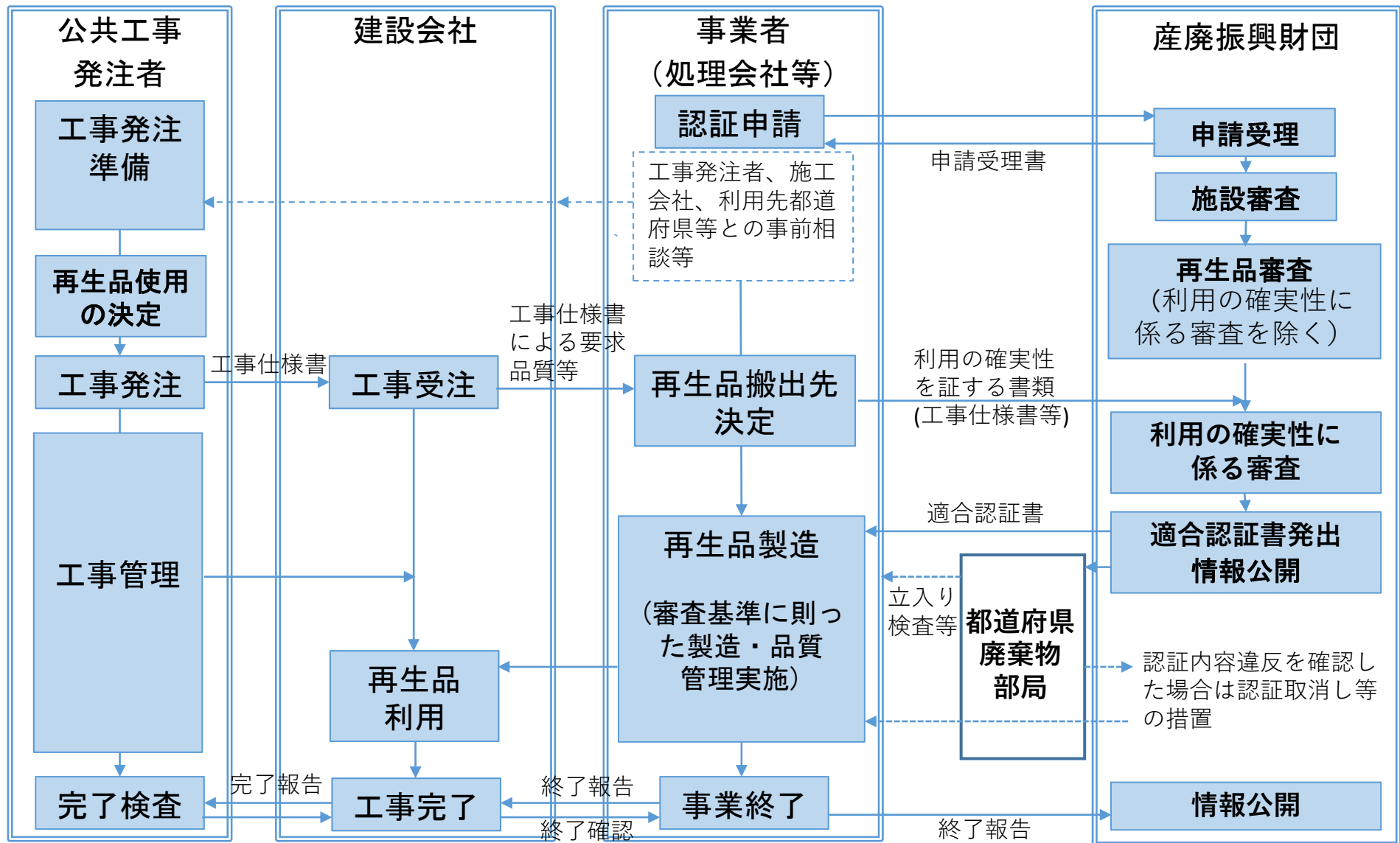
管理項目	管理頻度	試験規格	廃コンクリート (再生砕石用原材料)	建設汚泥 (建設汚泥再生品 用原材料)
重金属など有害物質の溶出量	排出者の工事現場ごとに採取し試験する。 公的試験機関により、 申請時を含め年2回 試験する。	環境省告示 第18号	土壌溶出量基準以下（土壌汚染対策法 施行規則第31条第1項別表第4）	
重金属など有害物質の含有量		環境省告示 第19号	土壌含有量基準以下（土壌汚染対策法 施行規則第31条第2項別表第5）	
石綿含有率		JIS A 1481	未検出であること	
サンプル保管	6ヶ月間		品質のトレーサビリティを担保するため、 原材料サンプルを6ヶ月間保管する。	

再生品審査基準（抜粋）

②製品の品質に係る審査基準

管理項目	管理頻度	試験規格	再生砕石	建設汚泥再生品
重金属など有害物質の溶出量	搬出先の工事ごとに試験する。 公的試験機関により申請時を含め年2回試験する。 総製造量が5,000m ³ 以上の場合は1,000m ³ ごとに1回程度、	環境省告示第18号	土壌溶出量基準以下（土壌汚染対策法施行規則第31条第1項別表第4）	
重金属など有害物質の含有量	1,000m ³ 以上5,000m ³ 未満の場合は1工事あたり3回程度、1,000m ³ に満たない場合は1工事あたり1回程度とする。	環境省告示第19号	土壌含有量基準以下（土壌汚染対策法施行規則第31条第2項別表第5）	
石綿含有率	搬出先の工事ごとに試験する。 公的試験機関により申請時を含め年2回試験する。	JIS A 1481	未検出であること	
不純物混入率		JIS A 5023	3wt%以下	
pH		JGS 0211	情報開示	
粒度分布		JIS A 1102	情報開示	
細粒分含有率		JISA1223	情報開示	
塑性指数		JIS A 1205	情報開示	
コーン指数 (9.5mm 下)	1日の総製造量200m ³ を超える場合には200m ³ ごとに1回、200m ³ 以下の場合には1日に1回とする。	JIS A 1228 (試料の他は、準拠)		400kN/m ² 以上 (原則として)
サンプル保管	6ヶ月間		品質のトレーサビリティを担保するため、サンプルを6ヶ月間保管する。	

6. 審査認証と再生品利用までの一般的な流れ



7. 審査料

審査の区分	審査の種類	審査料（基本料金）（税別）	
		新規	更新※
施設審査	製造者に係る審査	50万円	25万円
	製造管理に係る審査	50万円	25万円
	保管・出荷に係る審査	50万円	25万円
	品質管理に係る審査	50万円	25万円
	（合計）	（200万円）	（100万円）

※ 既に審査を受けた施設等と同一の施設等について有効期間（2年）の更新申請をする場合

審査の区分	審査の種類	審査料（基本料金）（税別）
再生品審査	原材料に係る審査	40万円
	製品の品質に係る審査	40万円
	製品の利用の確実性に係る審査	20万円
	（合計）	（100万円）



適合認証書

認証番号_____

下記の審査対象について審査した結果、審査対象品が仕様書等に従って、適正な品質及び数量で再生され、客観的にみて経済的合理性のある有償譲渡として計画的に搬出され再生利用されることが確実であることを認証する。

記

1. 審査対象

(1) 審査申請者

株式会社_____（産廃処分業許可番号_____）

代表取締役 _____

住所 _____

(2) 審査対象品

下記（３）の施設において下記（４）の用途のために製造される_____（通称等「_____」）

(3) 審査対象品の製造施設

株式会社_____ 工場内 _____施設、_____施設及び_____施設

(4) 審査対象品の用途

① 利用者：株式会社_____（発注者：_____県_____市_____部）

② 利用目的：_____市で行われる_____工事の_____として使用

③ 利用量：_____

④ 利用期間：令和__年__月__日～令和__年__月__日

2. 留意事項

- ・上記１（４）に記載した用途に利用されるものに限って認証したものであること。
- ・申請内容に変更があるときは、速やかに当財団に届け出ること。
- ・認証の内容に違反し、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがある場合等、違反の程度が著しい場合でかつそうした違反が認証取得者の故意又は重過失によってなされた場合等においては、認証の一時停止又は取消の措置を講じる。

令和〇年〇月〇日

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 印

理事長 加藤 幸男

8. その他

8－1 情報公開

財団は、適合認証書（変更後の適合認証書を含む。）を発行したときは、認証取得者及び認証取得再生品に関する情報を、ウェブサイトで公開します。

8－2 事業終了時等の報告

認証取得者は、当該認証事業の終了後速やかに、認証取得再生品の利用状況等に関する報告（事業が年度を超えて行われる場合には、当該年度末に中間的な報告）を財団に行う必要があります。

8－3 認証の取消し

認証取得者が認証の内容に違反し、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがある場合等、違反の程度が著しい場合でかつそうした違反が認証取得者の故意又は重過失によってなされた場合等には、財団は認証の一時停止又は取消の措置を講じます。

【認証した施設・再生品の一覧】

審査対象品の製造施設、審査対象品が仕様書等に従って、適正な品質及び数量で再生され、客観的にみて経済的合理性のある有償譲渡として計画的に搬出され再生利用されることが確実であることを再生品認証委員会の審議等を経て認証したので「適合認証書」を交付しました。

認証番号	認証日	審査対象品製造施設	審査対象品	利用先
SSA01001	2021 年 12 月 27 日	成友興業株式会社 城南島第一工場内 破碎施設	廃コンクリート再生 碎石（通称等： RC-40）	東京都 目黒区内の 公共工事
SSA02001	2022 年 6 月 2 日	同 上	同 上	東京都世田谷 区内公共工事
SDA01001	2022 年 6 月 27 日	大阪ベントナイト事業 協同組合 堺プラント内 固化施設	再生土（通称 等：ポリアース）	大阪府 泉大津市内の 公共工事
SDA01002	2022 年 7 月 19 日	オデッサ・テクノス株式会社 札幌工場内 造粒固化施設	再生土	札幌市内の 公共工事
SDA01003	2022 年 10 月 4 日	成友興業株式会社 あきる野工場内 汚泥処理施設	再生土	東京都 八王子市内の 公共工事

9. 相談事例

国土交通省発注のシールド工事で建設汚泥が大量発生（見込み）

元請施工会社が個別指定制度により現場内処理、他工事での再利用を計画（他工事で利用されるまで廃棄物処理法上の規定を受ける）

有価物として他工事で再生土利用（現場保管、搬出時に廃棄物処理法上の規定を受けない）

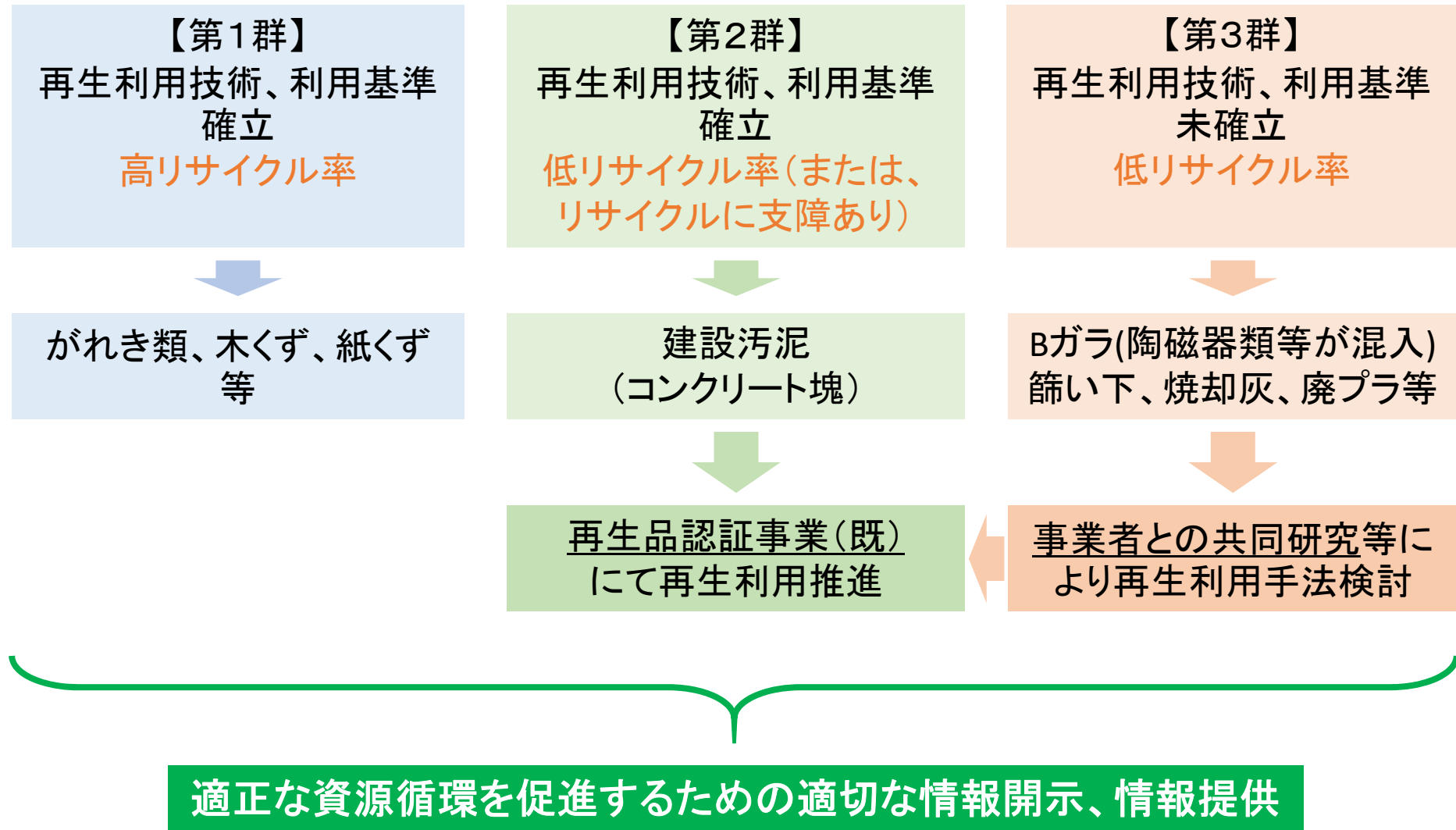
本再生品認証制度の活用

再生土の製造管理、保管出荷管理、品質管理等について審査し、適合すれば現場内で再生土を製造時点で有価物該当

再生品認証事業についてのまとめ

- 本認証は、再生品の製造管理や品質管理と確実な利用を確保することで、資源循環の促進に資するもの。
- 再生品の製造段階で、有価物と判断されることで、再生品の広域利用や大量利用が可能になる。
- これまで最終処分費を支払って処分されていたものが再利用されることで、管理型最終処分場の延命化や、全体的な社会コストの抑制に繋がる。

再生品認証制度と今後の課題



排出事業者のニーズ

処理業者の遵法性やリサイクル率は処理業者選定の際に重視される

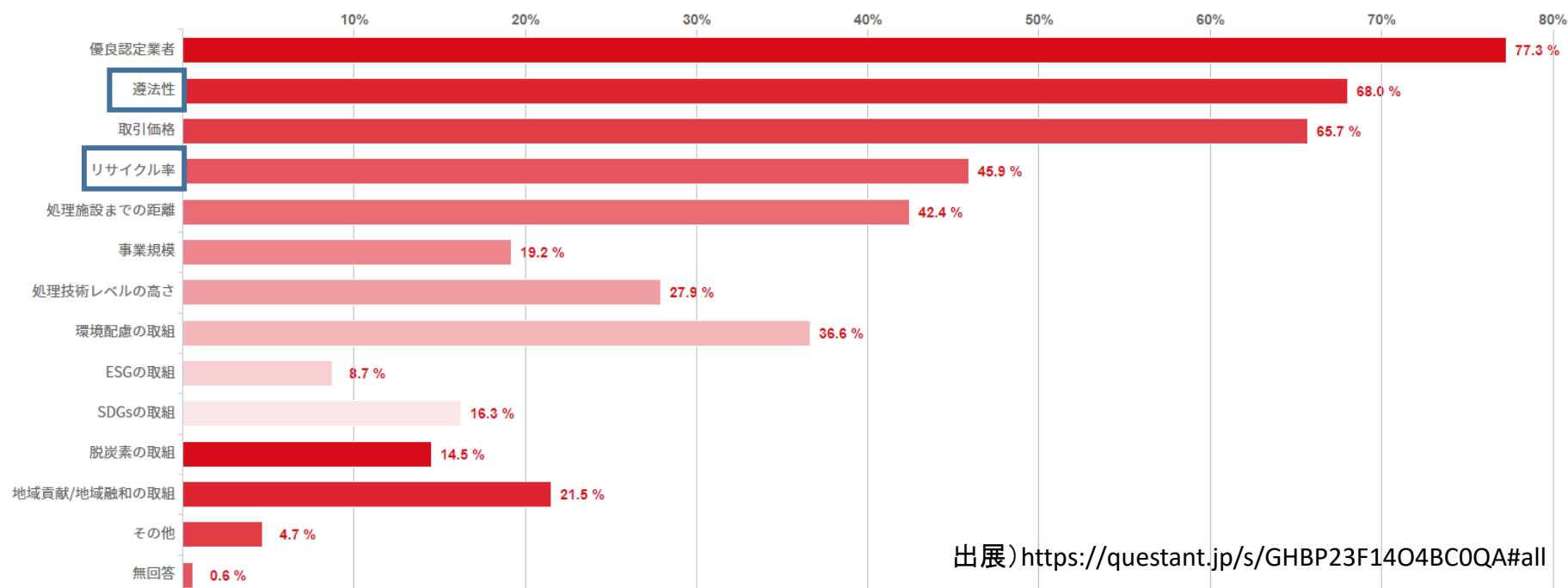
産廃情報ネットに対するお客様の声・改善要望等アンケート

Q1.

廃棄物処理業者を選ぶ際に許可の種類等基本的なこと以外で重視していることをお答えください。

(回答数: 172)

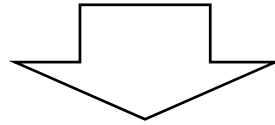
(2022年4月アンケート実施)



出展) <https://questant.jp/s/GHBP23F14O4BC0QA#all>

資源化に取り組む処理業者の意向

- 資源化に取り組む処理施設が適正、公平に評価される仕組みが欲しい。
（建設廃棄物協同組合では「適正処理自主管理システム」を設けて、組合員の処理フローの透明性等を求めている）



新たな取組

処理施設の遵法性（稼働状況開示状況）、資源化状況（処理フロー等）、情報開示体制等を、現地確認を含めて、適正・公平に確認し、情報公開する仕組みについて検討中

ご清聴ありがとうございました